

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																																							
前文 私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。 「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。 私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。 私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。 そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。	<R4評価結果>前文関連 ○多様性に係る取り組みについて ・市では全国的にも早くからパートナーシップ宣誓制度を採用するなど、多様性の尊重に取り組んでいる。国連の国際目標「SDGs」でも、持続可能で多様性のある社会に向けて「誰ひとり取り残さない」ことがうたわれ、市も「SDGs未来都市」に選定されている。前文の中で、「多様な価値観を認め合」うなどはうたわれているが、こうした世の中の流れを踏まえ、多様性を重視する取組みを更に進めていくべきである。 ○条例の規定について ・LGBTの人々に対する世間の認知が広がり、多様性を認める流れがあることを踏まえ、多様性に関する観点を前文に盛り込むべきか否か検討を行った。 ・前文に盛り込むことで市民に広く関心を持ってもらうことにつながるの考え方もあるが、前文の「多様な価値観を認め合って」という文言から、多様性を尊重するという想いは読み取れるものとする。 ・多様性を尊重することは、これからますます重要になるものであり、LGBTに関係することも含めて今後も多様性を尊重するまちづくり、市政運営を進めていくことが必要である。	[関係条例等] ・第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（R4.10策定） ➤まちづくりの重要概念の一つに「ユニバーサル(共生)」を設定 ・ユニバーサル展開プログラム（R6.6策定） ・札幌市誰もががつながり合う共生のまちづくり条例（R7.4.1施行）																																								
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	<R4評価結果>条例全体関連 ○条例の認知度について ・第3次市民自治推進会議でも周知の効果をより高める方法の検討が提言されたが、令和元年度のアンケート調査では条例を「知らない」が約7割を占め、認知度は依然として高まっていない。 ・市民はまちづくり活動に参加してから条例について知るといことが多いと考えられるため、市民にとって欲しい情報が提供されているか、まちづくり参加の選択肢が身近に感じられるかなど、まちづくり活動に参加しやすい環境・制度を更に整えていくことが必要である。 ○条例の規定について ・条例第31条では、市の施策等が条例の趣旨に沿って整備・運用されているか評価することが定められている。これに関し、市民自治の視点から市の対応が正しかったかを評価・チェックする仕組みを盛り込むべきか否かについて、特定の条項についてではなく条例全体を対象に検討を行った。 ・現状では評価の指標や仕組みについて十分に確立されていない状況にあるため、これらの充実に向けて取り組んでいく必要がある。ただ、そのために条例の規定を具体的に改正することは難しいと考えられる。	【市民自治によるまちづくりに関するアンケート結果】 ◆条例の認知度 <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R8</td></tr><tr><td>よく知っている</td><td>0.8%</td><td>5.6%</td></tr><tr><td>内容がある程度知っている</td><td>7.7%</td><td>19.4%</td></tr><tr><td>名前だけ知っている</td><td>17.5%</td><td>34.0%</td></tr><tr><td>知らない</td><td>74.0%</td><td>41.0%</td></tr></table> ◆市民自治を進めるための取組について <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R8</td></tr><tr><td>必要だと思う※</td><td>76.3%</td><td>93.7%</td></tr></table> ※「必要だと思う」「どちらかというが必要だと思う」の合計 ◆近所等で問題が起きた時にどのような行動をとるか <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R8</td></tr><tr><td>区役所・市役所に相談</td><td>34.4%</td><td>54.6%</td></tr><tr><td>町内会に相談</td><td>23.1%</td><td>33.5%</td></tr><tr><td>周囲の人とともに、自分ができそうなことをする</td><td>18.5%</td><td>26.5%</td></tr><tr><td>まちづくりセンターに相談</td><td>9.0%</td><td>11.7%</td></tr><tr><td>特になにもしない</td><td>18.3%</td><td>7.5%</td></tr></table>		R4	R8	よく知っている	0.8%	5.6%	内容がある程度知っている	7.7%	19.4%	名前だけ知っている	17.5%	34.0%	知らない	74.0%	41.0%		R4	R8	必要だと思う※	76.3%	93.7%		R4	R8	区役所・市役所に相談	34.4%	54.6%	町内会に相談	23.1%	33.5%	周囲の人とともに、自分ができそうなことをする	18.5%	26.5%	まちづくりセンターに相談	9.0%	11.7%	特になにもしない	18.3%	7.5%	
	R4	R8																																								
よく知っている	0.8%	5.6%																																								
内容がある程度知っている	7.7%	19.4%																																								
名前だけ知っている	17.5%	34.0%																																								
知らない	74.0%	41.0%																																								
	R4	R8																																								
必要だと思う※	76.3%	93.7%																																								
	R4	R8																																								
区役所・市役所に相談	34.4%	54.6%																																								
町内会に相談	23.1%	33.5%																																								
周囲の人とともに、自分ができそうなことをする	18.5%	26.5%																																								
まちづくりセンターに相談	9.0%	11.7%																																								
特になにもしない	18.3%	7.5%																																								

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担うものをいう。 (この条例の位置付け) 第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。 (基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。 (まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。	<R4評価結果>第2条関連 ○条例の規定について ・防災は市民にとって重要な位置を占めていることから「まちづくり」の定義に「防災」についての文言を加えるべきか否かについて検討を行った。 ・条例第2条では「地域社会における安全及び安心の推進」という文言があり、これに防災も含まれていると考えられる。また、地域社会における安全・安心には、防災のほかにも防犯や消防など、さまざまな観点があるため、条文中に包含されているとすることが適当と考えられる。ただし、安全・安心な暮らしやすいまちの実現において、防災は非常に重要であり、市は例えば防災に関する条例等の制定など、市民への啓発に取り組んでいく必要がある。		
第2章 市民 第1節 市民の権利 (まちづくりに参加する権利) 第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。 (市政の情報を知る権利) 第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 第2節 市民の責務 (市民の責務) 第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。		[関係条例等] ・札幌市情報公開条例 (H12.4施行) ・札幌市公文書管理条例 (H25.4施行) ・札幌市公文書館条例 (H25.7施行) [主な取組] ・調査広聴 (市民意識調査：年4回×5,000人) ・指標達成度調査 (年2回、広報さっぽろ・LINE周知) ・市民自治によるまちづくりに関するアンケート (R8)	

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																																																									
2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。 （事業者の責務） 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。	<R4評価結果>第8条関連 ○条例の規定について ・市民の責務として「まちづくりに参加」が条文化されているが、更に「良好な地域社会」「コミュニティ形成のためにともに助け合う」「絆」といった、地域社会の中で助け合い、協力し合う条項を加えるべきか検討を行った。 ・人と人との絆は町内会や防災などで近年重要性を増しているが、市民の責務として地域とのつながりや絆といった文言を条文に入れることは、そうしたつながりをあまり必要としない人にとって、強すぎる内容と受け取られる懸念がある。 また、既に前文に「多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い」という文言が入っていることも踏まえ、こうした考え方を意識して取組を進める必要性が高まっていることを提言するに留めるのが適当である。 ・なお、議会や議員、市長については、「役割及び責務」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」のみとなっており、今後、条例改正を行うことがある際は、市民に関する第8条に「役割」の文言が入っていない意味を整理しておく必要がある。	【市民自治によるまちづくりに関するアンケート結果】 ◆まちづくり活動への関心 <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R8</td></tr><tr><td>関心がある</td><td>11.3%</td><td>26.5%</td></tr><tr><td>どちらかというに関心がある</td><td>36.0%</td><td>51.7%</td></tr><tr><td>どちらかというに関心がない</td><td>33.3%</td><td>18.4%</td></tr><tr><td>関心がない</td><td>19.4%</td><td>3.4%</td></tr></table> まちづくり活動への参加 <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R7</td></tr><tr><td>参加しやすい</td><td>2.7%</td><td>2.7%</td></tr><tr><td>どちらかというに参加しやすい</td><td>17.7%</td><td>21.4%</td></tr><tr><td>どちらかというに参加しにくい</td><td>52.5%</td><td>56.3%</td></tr><tr><td>参加しにくい</td><td>27.1%</td><td>19.7%</td></tr></table> ◆まちづくり活動に参加しにくいと感じる理由 <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R7</td></tr><tr><td>参加のきっかけがつかめない</td><td>35.2%</td><td>52.2%</td></tr><tr><td>参加する時間がない</td><td>27.7%</td><td>43.7%</td></tr><tr><td>参加者同士の人間関係が煩わしい</td><td>26.3%</td><td>23.5%</td></tr><tr><td>参加することで生じる責任が重荷になりそう</td><td>17.1%</td><td>21.6%</td></tr><tr><td>参加したいと思える活動がない</td><td>17.5%</td><td>20.4%</td></tr><tr><td>活用できる知識や技能がない</td><td>10.8%</td><td>18.9%</td></tr><tr><td>参加するのが面倒</td><td>18.8%</td><td>18.7%</td></tr><tr><td>一緒に参加できる人がいない</td><td>21.3%</td><td>14.6%</td></tr></table> [主な取組] ・さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度（R1～、R8.8：登録企業14、認定企業86） ・さっぽろまちづくりパートナー協定（包括協定）（H20～、 R8.8：22協定29社） ・さっぽろマチトモパートナー企業認定制度（R6～、R8.8：認定企業29） [関係条例等]（第3章全体） ・議会基本条例（H25.4施行）		R4	R8	関心がある	11.3%	26.5%	どちらかというに関心がある	36.0%	51.7%	どちらかというに関心がない	33.3%	18.4%	関心がない	19.4%	3.4%		R4	R7	参加しやすい	2.7%	2.7%	どちらかというに参加しやすい	17.7%	21.4%	どちらかというに参加しにくい	52.5%	56.3%	参加しにくい	27.1%	19.7%		R4	R7	参加のきっかけがつかめない	35.2%	52.2%	参加する時間がない	27.7%	43.7%	参加者同士の人間関係が煩わしい	26.3%	23.5%	参加することで生じる責任が重荷になりそう	17.1%	21.6%	参加したいと思える活動がない	17.5%	20.4%	活用できる知識や技能がない	10.8%	18.9%	参加するのが面倒	18.8%	18.7%	一緒に参加できる人がいない	21.3%	14.6%	
	R4	R8																																																										
関心がある	11.3%	26.5%																																																										
どちらかというに関心がある	36.0%	51.7%																																																										
どちらかというに関心がない	33.3%	18.4%																																																										
関心がない	19.4%	3.4%																																																										
	R4	R7																																																										
参加しやすい	2.7%	2.7%																																																										
どちらかというに参加しやすい	17.7%	21.4%																																																										
どちらかというに参加しにくい	52.5%	56.3%																																																										
参加しにくい	27.1%	19.7%																																																										
	R4	R7																																																										
参加のきっかけがつかめない	35.2%	52.2%																																																										
参加する時間がない	27.7%	43.7%																																																										
参加者同士の人間関係が煩わしい	26.3%	23.5%																																																										
参加することで生じる責任が重荷になりそう	17.1%	21.6%																																																										
参加したいと思える活動がない	17.5%	20.4%																																																										
活用できる知識や技能がない	10.8%	18.9%																																																										
参加するのが面倒	18.8%	18.7%																																																										
一緒に参加できる人がいない	21.3%	14.6%																																																										
第3章 議会及び議員 （議会の役割及び責務） 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。																																																												

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
（市民に開かれた議会） 第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。 （議員の役割及び責務） 第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。		[主な取組] ・議会映像のインターネット配信（本会議：H17～、特別委員会：H24～） ・本会議場内に大型モニター設置（R2～） ・各種広報媒体（市議会だより、デジタルサイネージ、市公式LINEなど）による情報提供（市議会だより：年4回発行、広報さっぽろ「市議会の動き」：毎月） ・主権者教育の推進（キッズページのリニューアル（R2～）、議場見学の充実など） [主な取組] ・請願、陳情に係る制度運用 ・政務活動費に係る領収書等の全面公開	
第4章 市長及び職員 （市長の役割及び責務） 第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。 （職員の責務） 第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。 （職員の育成） 第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。	<R4評価結果>第13条関連 ○市民意見の市政への反映について ・市民の意思を把握し、市政の運営に反映させることについて、客観的に評価するためには市民意見の総数だけでは不十分である。例えば、市民意見が市政に反映された数のような切り口など、これまでよりも更に踏み込んだ評価指標による分析に取り組むべきである。 ・また、市民から寄せられる声には多くの苦情等も含まれるが、そこにはアイデアや参考にするべき点があり、広い意味で市政への参加とも捉えられる。そのため、市は苦情等について数だけではなく、内容をしっかりと把握し、市政の改善につなげていくことが必要である。	[主な取組] ・内部統制制度の導入（R2～） ・個別広聴（本庁市民の声を聞く課、各区広聴係 等） ・集団広聴（市長による市民との対話事業「市長と語ろう！サッポロスマイルトーク」：H27～・延べ29回、市長による官民対話事業「Meet for the Next」：R5～・延べ10回） ・市長と各区連合町内会との意見交換会 ・調査広聴（市民意識調査：年4回×5,000人） ・指標達成度調査（年2回、広報さっぽろ・LINE周知） ・市民自治によるまちづくりに関するアンケート（R8） [関係条例等] ・職員のための情報共有・市民参加推進の手引き（H20.12策定） ・人材マネジメント方針の策定（R6.3策定） ・札幌市職員研修規程（H3.3施行） [主な取組] ・市民自治推進本部の設置（H18～） ・新採用職員に対する自治基本条例研修（H19～）、町内会・まちづくりセンターに関する研修実施（H24～） ・市民自治に関する職場研修等の実施（随時）	

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
第5章 行政運営の基本 （行政運営の基本） 第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。		〔関係条例等〕 ・第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023（行財政運営の取組）（R5.12策定） ・札幌市行政評価実施要綱（H17.5施行） 〔主な取組〕 ・アクションプランに基づく取組の推進（各年度） ・行政評価委員会の設置と行政評価の実施（毎年度） 〔関係条例等〕 ・札幌市出資団体の在り方に関する基本方針（H28.3策定） ・「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」に基づく各団体の具体的な行動計画（R7.2策定） ・出資団体評価システム実施要綱（H14.7施行、R8.6改訂） 〔主な取組〕 ・出資団体改革推進本部の設置（随時） ・行動計画の策定（随時） ・出資団体評価の実施と関連情報公開（毎年度）	
（総合計画等） 第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。		〔関係条例等〕 ・第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（長期計画、R4.10策定） ・第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023（中期計画、R5.12策定） 〔主な取組〕 ・第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン：審議会、パブリックコメント、市民アンケート、ワークショップ、意見交換会・出前講座、シンポジウム等 ・アクションプラン2023：パブリックコメント、ワークショップ、出前講座等 ・第2次戦略ビジョンにおける「成果指標」（13項目）、アクションプラン2023における「成果指標」（26項目）の設定	

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
（財政運営） 第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。 （行政評価） 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。 （公正で信頼の置ける行政運営の確保） 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。	＜R4評価結果＞第19条関連 ○市民自治の視点による行政評価の実施について ・市は、事業所管部が行う評価の中に、市民自治の視点から事業を評価する項目を盛り込み、当該項目を更に行政評価委員会が評価するといった方法など、市民自治の実現・推進の観点からの評価を行うことができるような項目を付加するべきである。	〔関係条例等〕 ・第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023（行財政運営の取組）（R5.12策定） 〔主な取組〕 ・予算編成方針及び編成過程の公表 ・広報さっぽろにおける予決算、財政状況等の情報提供 ・財政状況を分かり易く解説したWebパンフレット「さっぽろのおサイフ」の発行 〔関係条例等〕 ・行政評価実施要綱（H17.5施行） 〔主な取組〕 ・行政評価制度の運用 ・行政評価委員会による外部の視点からの評価 ・事業評価の公表 ・札幌市公式ホームページ等の活用による市民意見の収集 〔関係条例等〕 ・監査委員条例（H22.11施行） ・オンブズマン条例（H13.3施行） ・行政手続条例（H7.4施行） ・札幌市職員等の公益通報等に関する要綱（H21.10施行） 〔主な取組〕 ・監査委員、オンブズマン制度の運用 ・公益通報者保護に係る制度の整備	
第6章 基本原則によるまちづくりの推進 第1節 市民参加の推進 （市政への市民参加の推進） 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 （1） 実施の時期が適切であること。 （2） 効果的かつ効率的な方法によること。 （3） 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。 （4） 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。	＜R4評価結果＞第21条関連 ○「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」の見直しについて ・策定から10年が経過し、SNSやオンラインの活用など情報共有、市民参加の形も変化してきているため、内容の更新を図るべきである。更新に当たっては、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないことを定めた条例第21条第3項第4号に関して、具体的な手法や改善例なども掲載することが望ましい。また、市民こそ知る必要があることから、「市民のための」手引きも必要と考える。	〔関係条例等〕 ・職員のための情報共有・市民参加推進の手引き（H20.12策定） 〔主な取組〕 ・市民参加メールマガジンの定期配信、無作為抽出市民へのメルマガ登録の呼びかけ（H24～、R8.8現在登録者数525人） ・各部局による市民参加の実施 ※計画や条例等の策定・改定など政策の立案段階において、アンケート調査やパブリックコメント、ワークショップ、審議会等を通じた意見収集や議論検討が行われており各部局による多様な市民参加の取組が実施されている。	

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																																																						
4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。	○市民へのアンケートについて ・アンケート結果の評価の際は、基準となる目標があることが望ましいが、数値化が難しい場合もあるため、アンケート結果を市民自治推進本部など市内部で提起し、結果をどのように捉えて今後取り組んでいくべきか、議論することが大切と考える。 ・更に、回答の選択肢を単純に「そう思う」、「思わない」というもの以外に、その理由を詳しく回答できる項目の設定や、年齢区分の細分化など、より実態がつかめるよう工夫することが望ましい。 ・アンケート結果は、市民自治の推進に当たって大きな指標の一つとなり得るが、アンケートだけに捉われることなく、例えば市民ワークショップへの応募者数の推移など、総合的・全体的に見ていくことが必要と考える。 ○ワークショップの開催について ・第31条に基づく評価の機会としてだけでなく、第21条に基づく市政への市民参加としての意味合いから、パブリックコメントに並ぶような位置付けとして、市は積極的に実施していくことが望ましい。 ○条例の規定について ・近年、LGBTやSDGsなど新しい考え方が出てきていることを踏まえ、条文中の市民参加の機会を設ける際の配慮事項を見直すべきか否かについて検討を行った。 ・配慮すべき事項は、時代とともに変わっていくものであり、あらゆる取組や活動において配慮事項を意識して進める必要があるが、条例としては「等」という文言が入っていることで、そのような考え方も含まれているとするのが適当と考えられる。 ○附属機関の委員について ・附属機関の女性委員比率は、令和元年度実績で約30％であり、市は改善に向けて取り組むべきである。委員の選出依頼先に女性委員の選出について、可能な範囲で働きかけるほか、公募委員制導入機関や公募委員の割合についても、これまで以上に高い割合となるよう具体的な目標を設定し、市民自治推進本部で評価するなどの取組を行うことが望ましい。その際、専門性等から採用を広げることが難しい理由があるのなら、その理由を市内部で確認・整理しておくことが必要である。	【市民自治によるまちづくりに関するアンケート結果】 ◆札幌市が市民の意見を十分に市政に反映している <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R8</td></tr><tr><td>思う</td><td>3.8%</td><td>5.1%</td></tr><tr><td>どちらかというと思う</td><td>23.1%</td><td>33.0%</td></tr><tr><td>どちらかというと思わない</td><td>46.9%</td><td>43.0%</td></tr><tr><td>思わない</td><td>26.3%</td><td>18.9%</td></tr></table> ◆札幌市が市民の市政への参加機会を十分に提供している <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R8</td></tr><tr><td>思う</td><td>3.3%</td><td>6.1%</td></tr><tr><td>どちらかというと思う</td><td>21.5%</td><td>37.1%</td></tr><tr><td>どちらかというと思わない</td><td>50.8%</td><td>41.7%</td></tr><tr><td>思わない</td><td>24.4%</td><td>15.0%</td></tr></table> [関係条例等] ・附属機関等の設置及び運営に関する要綱（H10.4施行、R7.3一部改正） ・札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱（H1.4施行） [主な取組] ・附属機関等における公募委員の導入 ・附属機関等における女性委員の登用（目標：40％） ◆附属機関等における公募委員制導入機関比率及び公募委員・女性委員比率 <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>公募委員制導入機関</td><td>30.2%</td><td>29.9%</td><td>28.6%</td><td>26.5%</td><td>30.0%</td></tr><tr><td>公募委員</td><td>4.7%</td><td>5.2%</td><td>4.7%</td><td>5.0%</td><td>5.1%</td></tr><tr><td>女性委員</td><td>31.6%</td><td>33.9%</td><td>33.8%</td><td>34.4%</td><td>33.9%</td></tr></table>		R4	R8	思う	3.8%	5.1%	どちらかというと思う	23.1%	33.0%	どちらかというと思わない	46.9%	43.0%	思わない	26.3%	18.9%		R4	R8	思う	3.3%	6.1%	どちらかというと思う	21.5%	37.1%	どちらかというと思わない	50.8%	41.7%	思わない	24.4%	15.0%		R3	R4	R5	R6	R7	公募委員制導入機関	30.2%	29.9%	28.6%	26.5%	30.0%	公募委員	4.7%	5.2%	4.7%	5.0%	5.1%	女性委員	31.6%	33.9%	33.8%	34.4%	33.9%	
		R4	R8																																																						
	思う	3.8%	5.1%																																																						
	どちらかというと思う	23.1%	33.0%																																																						
どちらかというと思わない	46.9%	43.0%																																																							
思わない	26.3%	18.9%																																																							
	R4	R8																																																							
思う	3.3%	6.1%																																																							
どちらかというと思う	21.5%	37.1%																																																							
どちらかというと思わない	50.8%	41.7%																																																							
思わない	24.4%	15.0%																																																							
	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
公募委員制導入機関	30.2%	29.9%	28.6%	26.5%	30.0%																																																				
公募委員	4.7%	5.2%	4.7%	5.0%	5.1%																																																				
女性委員	31.6%	33.9%	33.8%	34.4%	33.9%																																																				

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。	○パブリックコメントについて ・寄せられた市民からの意見を各部局が採用したかどうかの判断が適正であったかについて、行政評価委員会等、どこかでチェックする仕組みも考えていくことが望ましい。また、制度の実績を評価するために、寄せられた意見の件数だけでなく、出された意見のうち採用された件数についても集計・公表すべきと考える。	[関係条例等] ・パブリックコメント手続きに関する要綱（H16.7施行） [主な取組] ・パブリックコメントの実施（R3～R7：延べ114案件） ・パブリックコメント時のキッズコメントの実施（H23～）	
6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。		[主な取組] ・インターネットによる市政提案、市民の声を聞く課・各区広聴係へ寄せられる、市民からの意見・提案等を関係部局に送付する仕組みを整備、意見等の検討結果をホームページで公開	
7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。 （住民投票） 第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	＜R4評価結果＞第22条関連 ○条例の規定について ・条例では、市は別に条例で定めるところにより、住民投票を実施できる旨が定められているが、市民からも実施を求めることができる旨や、常設型の住民投票条例に関する内容を盛り込むべきか否か検討を行った。 ・重要な問題が生じたときに条例を制定するのではなく、あらかじめ常設型の住民投票条例を制定し、すぐ対応できるようにしておくことが望ましい。現段階で条例第22条を改正する必要はないが、市は住民投票に関する条例について調査・研究を始めるとともに、特に市民からの発意による実施という観点も踏まえて検討を行うべきである。 ・なお、住民投票に関する条例については、市民自治の視点のみならず広範な問題・課題があることから慎重な対応が必要との意見もあった。	[主な取組] ・市民参加制度に係る要綱等の策定、「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」の運用等	
（市民によるまちづくり活動の促進） 第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。		[関係条例等] ・市民まちづくり活動促進条例（H20.4施行） ・市民まちづくり活動促進基本計画（R6.4第4期策定） ・札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例（R5.4施行） [主な取組] ＜情報支援、人材育成支援、活動の場支援＞ ・市民活動サポートセンターを拠点とした各種支援 ・地域のための遊休スペース等活用支援事業（R1～） ＜財政的支援、寄付文化の醸成＞ ・未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業（H28～） ・地域課題解決に向けたネットワーク構築事業（H28～） ・さぼーとほっと基金（H20～） ＜学校・地域における協働の推進＞ ・コミュニティ・スクール推進事業（R6～）	

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																		
（青少年や子どものまちづくりへの参加） 第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。	<R4評価結果>第24条関連 ○青少年・子どもへの自治基本条例の啓発について ・子どもの頃から、出前講座などにより自治基本条例について知ってもらいと、自分も参加しようという思いが目覚め、大人になってからも意識されられることから、市はそのような啓発の機会を増やしていくことが望ましい。	[関係条例等] ・子どもの最善の利益を実現するための権利条例（H21.4施行） [主な取組] ・「子ども議会」の開催（H13～） ・市政に対する子どもからの提案・意見募集（H19頃～） ・パブリックコメント等におけるキッズコメントの実施（H23～） ・「子どもまちづくり手引書」の作成（H21～） ・次世代の活動の担い手育成事業（H29～） ・マチトモLABO（町内会・若者マッチング）（R6～） ・中学校3年生社会科副教材「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを学ぼう」（中学生向けに戦略ビジョンの内容を分かりやすくまとめたデジタル教材）の作成																			
第2節 情報共有の推進 （情報公開） 第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。 （情報提供） 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供しよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。	<R4評価結果>第26条関連 ○分かりやすい情報提供について ・附属機関の公募委員募集時において、どのような役割が求められているか等について、より分かりやすく情報提供を行っていくべきである。また、市民各人が関心を持つ分野の情報が送られてくるようにするなど、情報提供の方法について更なる工夫に努めてもらいたい。	[関係条例等] ・情報公開条例（H12.4施行） ・札幌市公文書管理条例（H25.4施行） ・札幌市公文書館条例（H25.7施行） [主な取組] ・公文書公開制度、市政刊行物コーナーの運用 ◆公文書公開請求の件数 <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>請求件数</td><td>394</td><td>308</td><td>307</td><td>352</td><td>454</td></tr><tr><td>処理件数</td><td>658</td><td>515</td><td>664</td><td>656</td><td>746</td></tr></table> ※1件の公開請求に対し、対象公文書を保管する課が複数あるため、処理件数が請求件数より多くなっている。 [関係条例等] ・情報公開条例（H12.4施行） ・札幌市公文書管理条例（H25.4施行） ・札幌市公文書館条例（H25.7施行） ・公式ホームページに関する基本方針（H16.1策定） ・公式ホームページガイドライン（H16.1策定） [主な取組] ・公文書館における市政上重要な公文書や資料の保存・提供 ・市長による市民との対話事業 ・出前講座などの対話型情報提供の推進 ・市民参加の実施予定、実施結果の公表 ・市民参加メールマガジンの配信 ・広報さっぽろ、市公式ホームページ、SNS等での情報発信 ・市民参加できる公開会議、フォーラム等の公表	年度	R3	R4	R5	R6	R7	請求件数	394	308	307	352	454	処理件数	658	515	664	656	746	
年度	R3	R4	R5	R6	R7																
請求件数	394	308	307	352	454																
処理件数	658	515	664	656	746																

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出																																				
(個人情報の保護) 第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。		【市民自治によるまちづくりに関するアンケート結果】 ◆市政に関する情報提供を十分に行っていると思うか <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R8</td></tr><tr><td>そう思う</td><td>5.4%</td><td>7.8%</td></tr><tr><td>どちらかというと思う</td><td>35.2%</td><td>44.4%</td></tr><tr><td>どちらかというと思わない</td><td>40.2%</td><td>33.3%</td></tr><tr><td>そう思わない</td><td>19.2%</td><td>14.6%</td></tr></table> ◆市民への情報提供について求めること <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R8</td></tr><tr><td>よりわかりやすい情報提供</td><td>45.8%</td><td>49.8%</td></tr><tr><td>より多くの情報提供</td><td>23.8%</td><td>32.8%</td></tr><tr><td>より迅速な情報提供</td><td>19.6%</td><td>31.3%</td></tr><tr><td>重要な情報にしばって情報提供</td><td>13.8%</td><td>17.7%</td></tr><tr><td>見た目を工夫した情報提供</td><td>10.2%</td><td>14.3%</td></tr><tr><td>特に求めることはない</td><td>23.1%</td><td>11.4%</td></tr></table> [主な取組] ・個人情報保護制度の運用		R4	R8	そう思う	5.4%	7.8%	どちらかというと思う	35.2%	44.4%	どちらかというと思わない	40.2%	33.3%	そう思わない	19.2%	14.6%		R4	R8	よりわかりやすい情報提供	45.8%	49.8%	より多くの情報提供	23.8%	32.8%	より迅速な情報提供	19.6%	31.3%	重要な情報にしばって情報提供	13.8%	17.7%	見た目を工夫した情報提供	10.2%	14.3%	特に求めることはない	23.1%	11.4%	
	R4	R8																																					
そう思う	5.4%	7.8%																																					
どちらかというと思う	35.2%	44.4%																																					
どちらかというと思わない	40.2%	33.3%																																					
そう思わない	19.2%	14.6%																																					
	R4	R8																																					
よりわかりやすい情報提供	45.8%	49.8%																																					
より多くの情報提供	23.8%	32.8%																																					
より迅速な情報提供	19.6%	31.3%																																					
重要な情報にしばって情報提供	13.8%	17.7%																																					
見た目を工夫した情報提供	10.2%	14.3%																																					
特に求めることはない	23.1%	11.4%																																					
第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進 (まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり) 第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。 (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。 (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。 (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。	<R4評価結果>第28条関連 ○まちづくりセンターの体制について ・まちづくりセンターの大事な役割の一つである「町内会や地域組織の運営相談」に乗る際、市職員では限界があることについては、専門性や経験のある方を配置するなど、機能を充実させる取組や施策が必要と思われる。 ・まちづくりセンターの自主運営について、地域で合意があれば諸証明の発行など負担の大きい業務を外すような柔軟な対応も必要と考える。 ○条例の規定について ・条例第28条第2項の「（地縁による団体を除く。）」という部分があることにより、条文の意図が分かりにくくなっているため、文言を変更すべきか検討を行った。 ・仮に削除しても問題は生じないと思われるが、法制的に問題ないかまでは断定できないため、今後、条例改正を行うことがある際は、併せて当該文言を削除しても問題ないか、法制的な可否の検討が必要である。	[関係条例等] ・札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例（R5.4施行） [主な取組] (1)まちづくり活動の場及び機会の充実 ・まちづくりセンター自主運営化の推進（R4.10.1～北区新川まちづくりセンター、R7.10.1～中央区宮の森まちづくりセンターが地域による自主運営に移行） ・まちセンアドバイザーの派遣（H22～） ・未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業（H28～） (2)まちづくり活動に資する情報の共有 ・自主運営近況報告会の開催（H21～） ・自主運営制度案内パンフレット作成（H24～） (3)まちづくり活動を行う団体間の連携促進 ・地域課題解決のためのネットワーク構築事業（H28～） ・まちづくり協議会への企業・NPOの参画促進 (4)その他まちづくり活動に資する取組 ・町内会加入促進事業の実施（広告による周知啓発、地域ワークショップ支援等） ・各区における企業とのパートナー協定締結の推進 ・各区におけるアダプト・プログラム※の実施 ※「アダプト・プログラム」とは、市民と行政が協働し、地域の公園や道路などの清掃活動を基本とした「まち美化プログラム」のことをいう。																																					

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
（区におけるまちづくり） 第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。	<R4評価結果>第29条関連 ○区におけるまちづくりについて ・市民ワークショップにおいて、区単位でボランティアを登録するような仕組みや、区の会館で自由に使える場所をつくってほしいといった要望など、区に関する提案が数多く出ており、市民にとって「区」は身近な存在だと思われる。市でももう少し区に力を入れ、こうした提案を取り入れて検討していくことが望ましい。	[主な取組] ・区民協議会を全区に設置（H22年度末に全区設置完了） ・未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業予算に区民協議会特別推進枠の創設（H28～）	
第7章 他の自治体等との連携・協力 （他の自治体等との連携・協力） 第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。	<R4評価結果>第30条関連 ○国際的な観点からの評価について ・外国人の市民の方も増えている状況であるため、多文化共生の観点から外国人の市民を対象にしたアンケートとは別に、市民自治に関するアンケートにおいても、国際的な観点からの評価についてのアンケート項目を考えるべきである。	[関係条例等] ・第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン（R6.4策定、R8.4変更） ・札幌市多文化共生・国際交流基本方針（R6.3策定） [主な取組] ・広域連携推進事業（H25～） ・「札幌☆取扱説明書」の作成（H26.7発行、R7.3改訂） ・さっぽろ連携中枢都市圏における取組の推進（H31.3～） ・世界冬の都市市長会（S57～） ・姉妹都市との交流（S34～）	
第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し （市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価） 第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。	<R4評価結果>第31条関連 ○評価、見直しの仕組みの改善について ・取組の評価や見直しの仕組みの充実や、実効性を高めるためには、市民自治推進会議を数年おきに条例を見直すためだけの組織に留めておくのではなく、常設的な組織として定期的なチェックを行う方法や、評価等に必要な統計データを市が毎年取って、恒常的なチェックに回していく方法など、何らかの仕組みの改善が必要と考えられる。 ・市民の意見を聴くに当たっては、待ちの姿勢ではなく、ワークショップなど積極的に市民の意見を聴きに行くための手法を取り入れていくことについて、条例そのものではないとしても、ガイドライン等の明文の形で盛り込むことを検討すべきである。 ○条例の規定について ・例第31条で定める「評価」について、市も自ら行うことを条文中に盛り込むべきか、また評価・見直しを行うための仕組みの一つとして、市が要綱に基づき設置している市民自治推進本部に関して条例中に設置根拠を置くべきか検討を行った。	[関係条例等] ・札幌市市民自治推進本部設置要綱（H18.12施行） [主な取組] ・市民自治を考える市民ワークショップの実施（H20.2～、毎年度） ・市民自治推進本部の設置と進捗管理 ・市民自治に関するアンケート調査等の実施（R1、R4、R8） ・行政評価シートによる内部評価の実施（H20～）	

第6次市民自治推進会議 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	第4次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出
(この条例の見直し) 第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。 (市民自治推進会議) 第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。 2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 委員は、再任されることができる。 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほか、推進会議に臨時委員を置くことができる。 7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。	・市が自ら評価することは当然に必要なことであり、そのための仕組みをしっかりと整理する必要がある。その取組が不十分であるようなら、必要に応じて条例の改正も視野に入れるべきである。 ・併せて、市民自治推進本部はその位置付けを踏まえ、市として適切な評価を行うことができるように、また、市民自治推進会議での検討結果や提言等について、市としてどう取り扱ったのか、結果や考え方をよりわかりやすく示すことができるよう、その運用方法等について更なる改善を図るべきである。 <R4評価結果>第32条関連 ○市民意見を聴く手段について ・条文中にある「市民の意見を聴いたうえで」に関し、町内会や興味がある方からの意見が寄せられる各区役所で地域の意見を吸い上げることで、更なる草の根の意見を聴くことができると考えられる。 <R4評価結果>第33条関連 ○市民自治推進会議の検討結果等に対する市の扱いについて ・パブリックコメントで意見を採用できない場合に、なぜ採用できないのか検討結果を公表しているように、市は、市民自治推進会議での検討結果や提言等についても同様に、市としてどう取り扱ったのか、結果や考え方を示すようにすべきである。	[関係条例等] ・札幌市市民自治推進会議規則（H26.10施行） [主な取組] ・第1次市民自治推進会議（H23.3～25.3） ➤市民自治による施策等の評価及び条例の見直しについて「市政への市民参加の推進」に関する施策について ・第2次市民自治推進会議（H26.6～27.3） ➤「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」改訂について ・第3次市民自治推進課会議（H27.7～29.6） ➤市民自治による施策等の評価及び条例の見直しについて市民参加条例の検討に向けた視点の整理について ・第4次市民自治推進課会議（R2.3～R4.3） ➤市民自治による施策等の評価及び条例の見直しについて市民参加条例の在り方について ・第5次市民自治推進課会議（R5.7～R7.7） ➤新たな市民参加の仕組みについて ・第6次市民自治推進課会議（R8.7～） ➤市民自治による施策等の評価及び条例の見直しについて市民参加推進ガイドラインについて	